

公立大学法人北九州市立大学コンビニエンスストア設置・運営等事業に係る プロポーザル方式実施要領

公立大学法人北九州市立大学（以下「本学」という。）では、北方・ひびきの両キャンパスにおけるコンビニエンスストア設置・運営等事業を公募します。コンビニエンスストアの出店を希望される方は、本実施要領をご確認いただき、お申し込みください。

1 本事業の概要

(1) 事業名称

公立大学法人北九州市立大学コンビニエンスストア設置・運営等事業

(2) 趣旨

北方・ひびきの両キャンパスの昼食時の混雑緩和・学生サービスの向上及び選択肢の拡充

(3) 事業内容

事業者は、本学建物の一部を借り受けて、趣旨に沿いコンビニエンスストアの設置・運営及び維持管理並びに契約終了に伴う現状復旧を実施する。

(4) 事業場所

北方キャンパス本館構内（別紙2 施設案内図 北方キャンパス参照）

ひびきのキャンパスN棟構内（別紙2 施設案内図 ひびきのキャンパス参照）

※両キャンパスでの設置・運営を原則とする。

(5) 事業期間

貸付開始日から2036年（令和18）年3月31日まで（予定）。

事業期間は、概ね10年を予定している。

(6) 営業日程

原則平日8時～18時30分とする。

オープンキャンパス開催日の営業は必須とする。

その他、土日祝日及び学生の休講期間の営業については、双方協議の上、決定する。

(7) 取扱商品

コンビニエンスストアで通常扱う飲食料品・日用品を最低限品揃えするものとし、北方キャンパスにおいては、ゆうちょ銀行の取扱いに対応した現金自動預け払い機の設置を必須とする。

なお、大学において販売が適当でないとは判断される成人向け図書・雑誌やアルコール飲料、タバコは取り扱わないこと。

(8)貸付条件（貸付場所・貸付面積・その他の期日並びに貸付料等）

【北方キャンパス】

貸付場所	北方キャンパス 本館地下1階（別紙3 平面図 北方キャンパス参照）
貸付面積	約120㎡
開店日	2026（令和8）年5月下旬予定
閉店日	協議による
貸付料	事業者からの提案に基づき審査・決定する
光熱水費	事業者からの提案に基づき審査・決定する
起算日	有償貸付期間の開始日（内装工事着工日）
計算方法	有償貸付期間の開始日又は終了日が月途中の場合でも、日割り計算は行わず、定額（1か月）とする

【ひびきのキャンパス】

貸付場所	ひびきのキャンパス N棟1階（別紙3 平面図 ひびきのキャンパス参照）
貸付面積	約60㎡
開店日	2026（令和8）年5月下旬予定
閉店日	協議による
貸付料	事業者からの提案に基づき審査・決定する
光熱水費	事業者からの提案に基づき審査・決定する
起算日	有償貸付期間の開始日（内装工事着工日）
計算方法	有償貸付期間の開始日又は終了日が月途中の場合でも、日割り計算は行わず、定額（1か月）とする

(9)その他の留意事項

- ①店舗等の設置工事に当たっては、工事開始前に、本学と設計及び施工上の協議を十分に行い、本学の承諾を得ること。
- ②店舗等の設置等に係る監督官庁等への申請・届出、その他店舗の維持管理運営等に係る申請・届出等は、事業者の費用と責任において行うこと。
- ③本学と事業者は、本事業の趣旨を満たすことを目的として、事業内容、サービス内容、提供料金、利用者ニーズ及びクレーム等について、把握と対応策について協議する。
- ④本学は、事業者の運営内容等を確認するため、定期又は随時にモニタリングを実施し、事業者はこれに協力すること。
- ⑤本学は、前記のモニタリングの実施等により、事業者の運営内容が要求水準や提案内容から相当程度乖離し、本事業の趣旨を満たしていないと判断され、事業者に対して数度の是正勧告と一定期間の是正期間を与えたにもかかわらず改善が見られず、結果として本事業の趣旨を到底に満たすことができないと客観的に判断される場合は、契約を解除することができるものとする。

- ⑥店舗運営形態として、単独での参加事業者、グループでの参加事業者の代表事業者又は構成事業者が、直営ブランドの店名及びロゴ等を使用し直接運営する場合のほか、フランチャイズチェーン運営会社（以下「チェーン本部」という。）とのフランチャイズ契約又はライセンス契約（以下「フランチャイズ契約等」という。）に基づき運営する場合（フランチャイズ契約等により店舗運営を行う者を以下「加盟店等」という。）を認めることとする。

2 参加資格

参加資格は、貸付期間において確実に事業を遂行する能力を有し、かつ次に掲げる要件を全て満たす者（単独参加事業者、又はグループ参加の場合は代表事業者若しくは構成事業者）とする。

- (1) コンビニエンスストア等の運営実績を3年以上有し、経営が健全かつ財務状況・損益状況・資金状況に重大な問題がないこと。
- (2) 過去5年以内に、国（独立行政法人等を含む）、地方公共団体（公社等を含む）又は大学法人において、コンビニエンスストア等の運営実績を有し、当該実績において契約不履行、重大なクレーム、行政処分等がなく、誠実に履行した実績があること。
- (3) 公立大学法人北九州市立大学及び北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法第17条、民事再生法第21条、又は破産法第18条若しくは第19条の規定に基づく各手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 北九州市及び福岡県暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (7) 事業実施にあたり法令等により許認可が必要な場合は、当該許認可を取得していることを証明できる者であること。
- (8) 最近1年間において、法人税・消費税・地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 過去1年間に、食品衛生法に基づく食中毒に関する行政処分を受けていないこと。

3 費用負担

(1) 設置・運営に係る費用

設置に係る電気・内装の工事費及び什器等の設備投資並びに営業に係る経費は、原則、事業者の負担で実施するものとし、本学による負担は行わない。

（店舗候補地の出入口設置等については、協議に応じる）

(2) 貸付料・光熱水費

建物の貸付料及び光熱水費については、事業者からの提案により決定する。

光熱水費の計測に必要な設備は、原則、事業者負担で設置するものとし、本学による負担は行わない。

(3) 賠償責任

出店等に起因する事故に関し、本学及び第三者への賠償に速やかに対応すること。

4 衛生管理・環境維持等

(1) 衛生管理

コンビニエンスストアを運営するにあたり、食品衛生法及び関係法令を遵守し、食品衛生法に係る諸手続きは、出店者の責任において実施すること。また、全ての販売商品について、関係法令等を遵守するとともに、衛生管理の徹底を図ること。

業種別ガイドラインを遵守徹底すること。

(2) 環境維持

営業により発生するゴミの回収・処分等を適切に行い、衛生管理に努めること。

ゴミ箱に販売に際して使用した以外の廃棄物が混入していた場合であっても同様に処理すること。

5 出店までのスケジュール（予定）

2026（令和8）年2月27日（金）17時	提出書類締め切り
2026（令和8）年3月13日（金）まで	予定事業者決定
2026（令和8）年4月上旬	出店条件の詳細協議、契約締結
2026（令和8）年5月下旬～6月上旬	オープン

6 企画提案に関する事項

(1) 提出書類

①申請書（別紙1）

②会社概要（パンフレット等、様式任意）

※会社の経歴、公共機関・大学等への出店状況などが掲載されているもの

③登記事項証明書（個人の場合は住民票）の原本（発行後3か月以内のもの）

※1部のみ原本。あとは写し可。

④財務諸表類の写し（直近3年分）

※貸借対照表、損益計算書等の経営実績がわかるものを提出すること。

⑤コンビニエンスストア等の運営実績が3年以上あることの証明（任意様式）

⑥納税証明書の写し（発行から3か月以内）

⑦提案書

1) 運営の基本方針・コンセプト

2) 店舗イメージ・レイアウト

3) 提案内容

営業日・営業時間

取扱商品の内容・構成・価格

提供サービスの種類・内容

大学との連携内容

省エネ設備・環境への配慮

- 4) 業務の遂行体制（連携体制、人員配置等）
- 5) 安全管理・危機管理体制（災害時等の対応も含む）
- 6) 衛生管理（ゴミ処理及び適切な清掃）
- 7) 事業収支計画（事業実施期間全期間分 10 年間）
建物の貸付料、光熱水費の負担の提案を必ず記載すること。
- 8) 事業スケジュール

※提出書類の製作及び提出にかかる経費は、提案者の負担とする。

※提出書類に示された順番に従い、ページ番号を附して綴ること。

※提出された書類の返却は行わない。

※提案内容について、直接説明を求める場合もある。

※提案書は、A4 版で作成すること。

※手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 提出期限

2026（令和 8）年 2 月 27 日（金）17 時（必着）

(3) 提出先・問い合わせ先

提出及び質問の受付は次のとおりとする。

- ・名称 : 公立大学法人 北九州市立大学 総務課（担当：横尾）
- ・住所 : 〒802-8577 北九州市小倉南区北方四丁目 2 番 1 号
- ・電話 : 093-964-4465
- ・FAX : 093-964-4000
- ・電子メール : shisetsu@kitakyu-u.ac.jp
- ・受付等時間 : 土曜日、日曜日、祝日を除く日の 9 時から 17 時まで

(4) 提出方法

上記 6. (3) の提出先まで、上記 6. (1) の提出書類を各 5 部（1 部、副（写し）4 部）持参又は郵送で提出すること。郵送等の事故は、本学の責としない。

7 審査に関する事項

(1) 審査機関

本企画提案の審査は、「公立大学法人北九州市立大学コンビニエンスストア設置・運営等事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において実施する。

(2) 審査方法

事前に送付された資料をもとに書類審査を行う。

審査にあたっては、評価基準（別記のとおり）に基づき、提案内容を総合的に評価し、評価が最も高い者を予定事業者とする。

審査得点が同点の場合は、得点配分の高い評価項目で再審査する。

(別記 評価基準)

評価項目	評価の観点		配点
1. 事業提案内容 (40点)	① コンセプトの妥当性	大学理念・学生ニーズとの整合性、独自性	10
	② 品揃え・サービス	大学向けの商品構成・サービス	10
	③ 営業計画	営業日・時間、ピーク対応、災害対応	10
	④ 大学との連携	大学行事との協力姿勢、学生支援施策	10
2. 運営能力 (15点)	⑤ 運営実績	類似施設や大学・公共施設での実績	5
	⑥ 人員配置計画	スタッフ数、教育体制、トラブル対応能力	5
	⑦ 安全・衛生管理	食品衛生、感染症対策、防犯対策	5
3. 施設計画 (20点)	⑧ 工事計画	工期、騒音対策、大学活動への影響最小化	10
	⑨ 店舗レイアウト	動線設計、バリアフリー、混雑緩和策	5
	⑩ 設備・什器	省エネ設備、環境配慮	5
4. 収支計画 (20点)	⑪ 賃料・光熱水費	賃付料・光熱水費提案(提案で加点あり)	10
	⑫ 収支計画の妥当性	売上予測の根拠、持続可能性	10
5. 社会的価値 (5点)	⑬ 環境・社会貢献	フードロス削減、環境配慮、地域貢献	5
合計			100

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募したすべての者に対し、メールにて通知する。また、本学ホームページで公表する。順位及び得点についての詳細は公表しない。

なお、評価結果の異議申し立ては受け付けない。

(4) 辞退等の取り扱い

予定事業者を特定した後、当該事業者が辞退した場合又は特定後の協議・交渉が整わなかった場合は、審査委員会の審査において次点となった提案者を予定事業者とする。

8 契約に関する事項

(1) 本審査により選定した予定事業者と詳細な協議打合せを実施し、契約を締結する。

なお、協議には、本要領及び提出書類の趣旨を逸脱しない範囲内における内容の変更に係るものを含むこととする。

(2) 契約は、公立大学法人北九州市立大学で行う。

契約書は2通を作成し、本学及び契約事業者の双方記名押印の上、各自1通を保有する。

(3) 契約書の作成に要する経費は、すべて契約事業者の負担とする。